国立大学法人東京農工大学組織等の英語表記に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第４条　英語表記の制定に関する事務は、学務課国際交流室において処理する。	本則 （事務） 第４条　英語表記の制定に関する事務は、学務部学務課国際交流室において処理する。	

附　則（令和３年６月 15 日規程第 31 号）

この規程は、令和３年６月 15 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。